

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定によって、次の肥料の登録は失効した。

平成二十二年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第一四二号
肥料の種類	加工家きんふん肥料
肥料の名称	有機M二―八―四
保証成分（%）	窒素全量二・五 りん酸全量九・〇 加里全量四・五
その他規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり
生産業者の氏名又は住所	株式会社東城ポーター 広島県庄原市東城町帝釈宇山五一―二番地の二
失効年月日	平成二十二年二月一九日